

社会福祉法人地の塩会 役員費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人地の塩会の法人業務に伴う役員等に対する費用弁償について定めることを目的とする。

(業務の種類)

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会
- (2) 監事による定期または臨時検査
- (3) 行政機関による監査の立会い
- (4) 役員研修会及び他の施設の視察業務
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第3条 前条(1)から(3)の業務の場合は、費用弁償として次の表に定める1日当たりの額に出席日数を乗じて得た額を支給する。

1日当たりの額	2,000円
---------	--------

2 前条(4)及び(5)の業務の場合は、費用弁償として「社会福祉法人地の塩会旅費規程」を準用し、施設長の旅費(鉄道賃、船賃、航空賃金、車賃日当及び宿泊料)に相当する額の旅費を支給する。

旅費は、原則として役員住所地を起点として計算する。

ただし、施設職員が代理に法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として、当該職員の「社会福祉法人地の塩会職員旅費規程」に準じた額の旅費とする。

3 前条(6)の業務の場合には、業務内容に応じて前2項に規定する額を支給する。

(適用除外)

第4条 施設職員であって法人役員を兼務する者については、第2条(1)から(3)の業務の場合は、この規程は適用しない。

ただし、止むを得ず当該法人の施設外で行う場合は、前条第2項により支給する。

(支給方法)

第5条 第2条(1)から(3)の場合は、出席の都度、支給する。

2 第2条(4)から(5)の場合は支出調書により、その実費を支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額がある場合は、その額を控除して支給する。

附則 この規程は平成29年6月24日(評議員会議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。